

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の解体促進を図るため、次条に規定する空き家解体ローンを利用し解体工事を行う者に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付(以下「本補助事業」という。)について、呉市補助金等交付規則(昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象融資)

第2条 補助金の対象となる融資は、呉市内に存在する空き家を解体するための資金として、金融機関から受ける融資(以下「空き家解体ローン」という。)とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、この要綱の施行の日以降に、空き家解体ローンに係る金銭消費貸借契約を締結する者で、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 解体工事の対象となる空き家(以下「解体家屋」という。)の所有者又はその配偶者若しくは親族であること。
- (2) 次条に規定する業者に委託して解体工事を実施する者であること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(解体工事の委託業者)

第4条 本補助事業により行う空き家の解体工事は、次の各号のいずれにも該当する業者により行われるものでなければならない。

- (1) 呉市内に本店又は営業所を有する業者
- (2) 建築工事業、土工事業若しくはとび・土工事業の許可を有する業者又は解体工事業の届出を出している業者

(補助金の内容)

第5条 補助金の額は、空き家解体ローンの金銭消費貸借契約締結に係る支払利子額(保証料を含む。)とする。ただし、当該金銭消費貸借契約の利率が年2.0パーセントを超える場合は、年2.0パーセントの利率を上限として算出した額とする。

2 補助金の交付期間は、初回返済日の属する月から起算して5年間とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書及び当該添付書類を、市長に提出しなければならない

い。

(1) 初年度における当該交付申請の場合

- ア 呉市空き家解体ローン利子補給申請書（初年度用）（様式第1号）
- イ 空き家解体ローン借入予定計画書（様式第2号）
- ウ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- エ 解体家屋の全部事項証明書
- オ 解体家屋に係る工事見積書
- カ 申請者が解体家屋の所有者でない場合は、戸籍謄本など所有者との関係が分かるもの

(2) 次年度以降における当該交付申請の場合

- ア 呉市空き家解体ローン利子補給申請書（次年度以降用）（様式第4号）
- イ 空き家解体ローンに係る金銭消費貸借契約書の写し
- ウ 償還予定表の写し

2 申請者が前項の規定による補助金の交付申請を取り下げるときは、呉市空き家解体ローン利子補給申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があった場合、これを審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して呉市空き家解体ローン利子補給決定通知書（様式第6号）によりその旨を通知しなければならない。

2 補助金の交付条件の設定及び交付申請の取下げについては、規則第6条及び第8条に定めるところによるものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等、補助事業の遂行及び状況報告）

第8条 事情変更による交付決定の取消し等、補助事業の遂行及び状況報告については、規則第9条、第10条及び第11条に定めるところによるものとする。

（償還実績報告）

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付決定に係る通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、年1回、市長が指定する期日までに、空き家解体ローンの償還実績を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による償還実績の報告は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書及び当該添付資料を市長に提出して行わなければならない。

(1) 初年度における当該報告の場合

- ア 呉市空き家解体ローン利子補給実績報告書（初年度用）（様式第7号）
- イ 空き家解体ローンに係る金銭消費貸借契約書の写し
- ウ 償還予定表の写し
- エ 償還予定表どおりに返済したことを確認することができる書類
- オ 解体工事における請負契約書の写し

(2) 次年度における当該報告の場合

- ア 呉市空き家解体ローン利子補給実績報告書（次年度以降用）（様式第8号）

イ 償還予定表の写し（申請時に提出した予定表の内容に変更があった場合に限る。）

ウ 償還予定表どおりに返済したことを確認することができる書類

（補助金交付額の決定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合、これを審査し、本要綱の要件を満たしていると認めるときは、当該交付額を決定し、速やかに、補助金交付決定者に対して呉市空き家解体ローン利子補給額決定通知書（様式第9号）により、その旨を通知しなければならない。

（補助金の交付請求及び交付）

第11条 前条の規定による補助金交付額の決定通知を受けた補助金交付決定者が補助金の交付を請求する場合には、呉市空き家解体ローン利子補給請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合、これを審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受け付けた日の翌日から起算して30日以内に、補助金を交付しなければならない。ただし、空き家解体ローンの元金が未返済のもの及び遅延利息については、補助金の交付対象としない。

（届出の義務）

第12条 補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該補助金交付決定者（第2号にあっては、当該補助金交付決定者の相続人）は、呉市空き家解体ローン利子補給変更届（様式第11号）により、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 死亡したとき。

（相続人への利子補給）

第13条 市長は、前条第2号に該当する場合について同条の規定による届出を行った補助金交付決定者の相続人が当該融資について金融機関と債務引受契約を締結したときは、当該相続人を第3条に規定する空き家解体ローンに係る金銭消費貸借契約を締結する者とみなすものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定を取り消し、当該補助金交付決定者に対して呉市空き家解体ローン利子補給取消通知書（様式第12号）により、その旨を通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。
- (2) 資金を融資の目的以外に使用したとき。
- (3) 第3条第3号及び第4号に該当しないことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に取り消す必要があると判断したとき。

2 市長は、補助金交付決定者が前項第1号から第4号に該当するものとして同項の規定による取消しを行った場合には、既に交付している補助金の全部又は一部を当該補助金交付決定者から返還させることができる。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。